よくある質問と回答（居宅介護支援）（令和７年３月３１日更新　高松市介護保険課）

令和６年度介護報酬改定（令和６年４月１日施行）に関する質問

問１　同一建物減算は、居宅介護支援事業所の利用者が 20 人以上同一の建物等に居住している場合、全ての利用者に対して減算がかかるのか。

（答）居宅介護支援事業所の利用者が 20 人以上同一の建物に居住している場合、居住している全ての利用者に対して減算がかかります。なお、居宅介護支援事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者は、人数に関わらず減算対象となります。

※「同一敷地内建物等」とは、指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（指定居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。

【参照】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（以下、平 12 老企第 36 号）第３の 10

問２　短期入所生活介護の長期利用者は同一建物減算対象として含まれるか。

（答）居宅介護支援事業所と同一敷地内建物等で短期入所生活介護の長期利用者がいる場合、モニタリングを同一敷地内建物等で行った場合は、介護報酬が業務に要する手間、コストを評価するものであることから、減算対象となります。なお、同月中に利用者が自宅に戻った際に、自宅でのサービス利用の様子を確認するためにモニタリングを行った場合は減算対象となりません。利用者の普段の生活環境を、ケアマネジャーがどこで確認したかが判断基準の一つとなります。判断に迷う場合は御相談ください。

問３　同一建物減算の対象となった場合、特定事業所加算は算定可能か。

（答）同一建物減算の対象となっても、特定事業所加算の算定は可能です。

【参照】・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準　別表ハ

・平 12 老企第 36 号第３の 14

問４　介護予防支援の利用者の取扱件数について、３分の１を乗じると端数が生じる場合、取扱いはどうしたらよいか。

（答）介護予防支援の利用者数に３分の１を乗じた数を、居宅介護支援の利用者数に足し、その数が 45 未満であるかどうかで判断してください。

（例）居宅介護支援利用者　40 名、介護予防支援利用者　13 名、CM 常勤換算１名

（（居宅介護支援者数）＋（（介護予防支援者数×1/3）））		÷（CM 常勤換算数）＝44.3333…	
（　40　＋　（13×1/3））		÷１	＝44.3333…

44.333…　＜　45

➡居宅介護支援利用者全員が居宅介護支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の**（ｉ）**が算定可能。

問５　福祉用具の購入・貸与の選択制について、利用者への提案はどのような流れで行うか。

（答）利用者が選択するに当たり、利用者の身体状況の変化の見通しに関する意見を、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から聴取することが考えられますが、それらの意見を踏まえ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者で協議し、提案を行ってください。また、その経過記録は残していただくことが望ましいです。

【参照】・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 199 条第１項第二号
令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.１）問 101、問 112（令和６年３月 15 日）

・福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス（厚生労働省サイト内）

https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001303228.pdf

問６　特定事業所加算の要件に新たに、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」が追加されたが、年度中に児童、障害者、生活困窮者、難病患者のすべての事例検討若しくは研修に参加する必要があるのか？

（答）高齢者以外の支援に関する上記項目等のいずれかの事例検討会若しくは研修に参加する必要があります。

問７　入院時情報連携加算の基準に記載されている営業日、営業時間は、事業所毎に運営規程で定めているものという解釈であっているか。

（答）お見込みのとおりです。

ケアプラン作成時によくある質問

問８　ケアプランを作成する際、通所介護の複数併用利用は可能か。

（答）利用目的が異なるのであれば、併用利用は可能です。ただし、利用目的が異なり、サービスの位置づけが必要であることを支援経過等に記載する必要があります。

問９　施設入所日及び退所日等に通所介護は同日算定可能か。

（答）施設サービスや短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリテーションを行えることから、入所（入院）及び退所（退院）日に通所介護サービスを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正ではありません。なお、訪問介護等の福祉系サービスは別に算定することができます。

【参照】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準　居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項通則

問１０　初回加算と退院・退所加算は同時算定可能か。

（答）初回加算と退院・退所加算は同時算定できません。それぞれの要件を満たす場合は、事業所の選択により、どちらの加算を選択しても差し支えありません。

【参照】・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準　別表へ

・平 12 老企第 36 号第３の 17

問１１　令和３年の介護報酬改定で署名・押印の見直しがなされたが、居宅サービス計画（ケアプラン）に関して署名や押印の取扱いはどうすればよいか。

（答）運営基準では、「居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。」、「居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。」と定められてい

ます。

令和３年度介護報酬改定では、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、この説明・同意・交付について電磁的記録による対応が可能となったほか、様式例から押印欄を削除するとともに、利用者等の署名・押印について求めないことが可能となりました。

このように、署名・押印は必須ではありませんが、利用料金の変更時など、利用者と事業者の双方を保護し、また、利用者とのトラブルを防止するため、署名等を求めることを妨げるものではありません。また、署名等を求めない場合の代替手段としては、居宅サービス計画に関する利用者への説明・同意・交付について、支援経過に、いつ、どこで、誰が、誰に、どのように説明し同意を得て交付したか等、明確に記録しておくことが考えられます。

【参照】・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準　第 13 条第十号、第十一号

・押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）

問１２　主任介護支援専門員の資格を取得している管理者が体調不良のため急遽退職することになった。事業所には他に主任介護支援専門員の資格を持っている者がいないが、不測の事態として、介護支援専門員が管理者になることは可能か。

（答）不測の事態（管理者の死亡、長期療養など健康上の問題、急な転職や転居等）による場合は、介護支援専門員を管理者とする取扱いが可能です。なお、その場合、「管理者確保のための計画書」により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、その理由が解消される見込みに係る計画内容と時期について本市に届け出る必要があります。主任介護支援専門員を管理者とできなくなる場合は、本市介護保険課へ早めに相談してください。

【参照】・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準　第３条第２項

・介護保険最新情報 Vol.843

問１３　医療系サービスを利用している場合、主治医に意見を求めなければならないとあるが、病院へ照会文を送ったところ文書料が発生すると言われた。誰が支払うようになるのか。

（答）事前に利用者に説明し、同意が得られている状態であれば利用者負担、そうでない場合は、居宅介護支援事業所の負担となります。受診時に同席する等、照会文以外の方法もあるため、可能な限り費用負担が生じない方法で検討してください。

問１４　ターミナルケアマネジメント加算の算定要件が「終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に２日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合」とあるが、具体的な取扱いはどのようにすればよいか。

（答）終末期の医療やケアの方針に関する利用者や家族の意向を把握した上で、利用者又は家族にターミナルケアマネジメント加算の説明をし同意を得た後に、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に２日以上訪問し、訪問した際の利用者の心身の状況や家族の状況などを支援経過等に記録するとともに、訪問した日それぞれにおいて、主治の医師と居宅サービス計画に位置付けた全ての居宅サービス事業者に情報提供を行った場合に算定可能です。この過程は支援経過に記録を残しておいてください。